

令和3年度

認可外保育施設保育料助成制度のご案内

認可外保育施設を利用するご家庭の保育料負担を軽減するため、以下の条件で保育料の一部を助成します。
令和2年度以前に保育料助成制度の申請をされた方も、年度ごとに申請が必要です。

1 対象施設

- (1)東京都認証保育所（目黒区外を含む。）
- (2)都制度の家庭的保育事業（目黒区外を含む。）
- (3)認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている東京都内の認可外保育施設等（目黒区外を含む。）
- (4)目黒区内の定期利用保育事業
- (5)目黒区内の家庭福祉員（ひとり親世帯に限る。）

※無償化の対象施設とは範囲が異なりますのでご注意ください。

2 対象者の条件

次のすべてに該当していることが助成の条件となります。

- (1)当該月の1日現在、児童及び保護者が目黒区に住民登録があり、実際に居住していること
- (2)認可保育所等に在籍しておらず、各期の提出締切日までに保育の必要性の認定(2号又は3号)の申請を完了させていること(求職中の場合は助成対象外となります。)
- (3)児童が当該月の初日から施設に在籍しており、かつ、1つの施設と月160時間以上の保育委託契約を結んでいること
- (4)当該月の保育料を支払っていること(保育料を滞納していない。)

※無償化の対象要件とは異なりますのでご注意ください。

3 助成区分及び助成金額

助成金額(月額上限)は下表のとおりです。助成金額が保育料を上回る場合は、保育料を上限とします。

表1【対象施設(1)～(3)】

助成区分		利用者支援	多子世帯支援	助成金額合計
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	40,000円	—	40,000円
	第2子		14,000円	54,000円
	第3子以降		27,000円	67,000円
0歳～2歳児クラス (非課税世帯)	第1子	25,000円	—	25,000円 (50,000円)
	第2子	12,000円	13,000円	
	第3子以降	—	25,000円	
3歳～5歳児クラス	第1子	20,000円	—	20,000円
	第2子	10,000円	10,000円	
	第3子以降	—	20,000円	

表2【対象施設(4)】

助成区分	助成金額
0歳～2歳児クラス（課税世帯）	40,000円
0歳～2歳児クラス（非課税世帯）	50,000円

表3【対象施設(5)】

助成区分	助成金額
0歳～2歳児クラス（課税世帯）	15,000円（ひとり親世帯に限る。）
0歳～2歳児クラス（非課税世帯）	幼児教育・保育の無償化対象

※助成金額に無償化の金額は含まれておりません。保育料助成制度と無償化の合計額が保育料を上回る場合は、保育料を上限とします（保育料助成制度で調整します。）。

※表1における0歳～2歳児クラスの非課税世帯のうち、対象児童本人の育児休業を取得している場合は、（ ）内の金額になります。

※課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。4月～8月分の申請については令和2年度の、9月～3月分の申請については令和3年度の住民税で算定します。

※複数の対象施設を利用しており、それぞれ保育料助成制度の要件を満たす保育委託契約を結んでいる場合は、交付対象施設を1つの保育施設に決定し交付いたします。交付対象施設の決定は利用状況等を勘案して行います。

※表2、表3に該当する児童が無償化の対象となる場合の助成金額は、当該助成金額から無償化の金額を差し引いた金額を上限額とします。

4 助成を行わない場合

- (1) 助成要件に該当していることが確認できない場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付申請があった場合

5 申請・交付等スケジュール

「認可外保育施設保育料助成金交付申請書」を締切日までにご提出ください。

各期で申請書の内容を審査のうえ、結果を決定通知書により郵送いたします。交付対象となった場合は、申請書に記載された指定口座への振込みにより助成金をお支払いします。

助成金交付スケジュール				
期	対象月	提出締切日 (必着)	交付(不交付)通知 予定	支払予定
第1期	4月・5月・6月	令和3年6月21日	8月上旬	9月上旬
第2期	7月・8月・9月	令和3年9月17日	11月上旬	12月上旬
第3期	10月・11月・12月	令和3年12月16日	2月上旬	3月上旬
第4期	1月・2月・3月	令和4年3月9日	4月中旬	5月下旬

※通知予定及び支払予定は審査の状況によって前後する可能性があります。

※助成期間は、助成開始月から令和4年3月までです（条件に該当している月に限る。）。

※当該年度に限り期を遡って申請ができます。ただし、第4期の締切日以降は申請をすることはできません。

6 申請手続き等について

(1) 申請に必要な書類

令和3年度認可外保育施設保育料助成金交付申請書(兼口座振替依頼書)

(2) 申請書の提出先及びお問い合わせ先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区役所
子育て支援部 保育課 保育施設利用係(TEL:03-5722-9868)

(3) 申請方法

郵送又は持参

※保育の必要性の認定を受けていない方は、認定の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

(4) その他

ア 世帯構成、受託先、税額等の申請内容に変更が生じた場合は、各期の提出締切日までにご連絡及び再申請が必要となります。再申請がない場合は、変更内容を反映できず、助成対象外となる場合があります。

イ 児童が在籍する保育施設に対し、区から利用状況等を確認し、申請内容を審査します。

7 留意事項

(1) 保育の必要性の認定(2号又は3号)は、各期の提出締切日までには不備なく申請を完了させる必要があります(認定証は後日郵送いたします。)

(2) 保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けていれば、認可保育所等の申込みの有無に関わらず、保育料助成制度の申請を行うことができます。

(3) 保育料助成制度の申請は年度内(令和4年3月分まで)は有効ですが、申請内容に変更等が生じた場合は、再申請が必要となります。詳細については、窓口又はお電話にてお問い合わせください。

(4) 認可保育所や認定こども園(中・長時間保育)、地域型保育事業の内定を辞退した場合でも、保育料助成制度に影響はありません。助成要件を満たしている場合は、引き続き助成対象となります。

(5) 年度の途中で認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還を求められた認可外保育施設については、返還を求められた年度末まで助成対象となります。また、年度途中で新しく証明書の交付を受けた施設については、証明書の交付を受けた日の属する月の翌月から助成対象となります。(1日の場合は当月となります。)

(6) 保育料助成制度の対象となる保育料は、基本保育料のみとなります。入園料や給食費等については、助成の対象とはなりません。

(7) 非課税世帯に準ずる者として、①区市町村の条例で定めるところにより区市町村民税を免除された者、②未婚のひとり親で寡婦等とみなした場合に区市町村民税が課されないこととなる者、③生活保護法上の被保護者、④児童福祉法上の里親である保護者およびファミリーホームの養育者が定められています。①から④に該当する場合は、別途書類の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。※②については、令和2年地方税法等一部改正法により、令和3年9月以降は対象外となります。

(8) 対象児童が第何子に該当するかを確認する必要があります。世帯外に生計を一にする子どもがいる場合は、別途手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

(9) 認可外保育施設保育料助成制度と無償化は制度が異なるため、それぞれ手続きが必要です。対象要件や提出書類等が異なりますのでご注意ください。

(10) 認可外保育施設保育料助成の所得税法上の取り扱いについては、お住まいの地域の税務署にお問い合わせください。(目黒税務署:03-3711-6251)

(11) 保育料助成制度は単年度ごとの事業のため、来年度以降、制度内容が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。